

港区における中高一貫校設置の方向性について

区における中高一貫校の設置について、これまでの検討の経過を明らかにするとともに、設置に向けた方向性を次のとおり示します。

1 検討の経過

(1) 令和6年度までの取組

令和6年度は、教育委員会事務局内にプロジェクトチームを立ち上げ、先行事例である千代田区立九段中等教育学校への視察や、設置に向けた課題を確認しました。

(2) 検討委員会の設置

令和7年度から、中高一貫校の設置に係る方向性等を検討するため、教育施策に深い見識をもつ大学教授、千代田区立九段中等教育学校の校長、保護者の意見を反映する立場としてPTA役員等を委員とした検討委員会を設置し、設置手法や特色の検討に取り組みました。

(3) 保護者アンケート

区立の幼稚園及び小・中学校の保護者の意見を確認するため、令和7年8月7日(木)から同月22日(金)までの期間でアンケートを実施しました。

【アンケート集計結果】

- 回答数は、2,072件/13,967人(14.83%)
- 在園・在学の区分は、全体の71%が小学校保護者で、次いで幼稚園が17%、中学校が12%です。
- 地区別は、全体の33%が芝浦港南で、次いで高輪が25%、芝・麻布・赤坂はそれぞれ14%です。
- 進学希望は、全体の23%が「希望」、63%が「特色によって希望」、7%が「希望しない」、7%が「分からない」です。
- 設置賛否は、全体の41%が「賛成」、49%が「特色によって賛成」、3%が「反対」、7%が「分からない」です。
- 一貫校に求めることは、1位が72%の学力の向上、2位が58%の進学実績、3位が同率55%の部活動と独自の特色です。
- 一貫校の特色は、1位が74%のグローバル視点、2位が54%の日本の大学への進学実績、3位が51%の多様性の尊重です。
- 不安や懸念は、自由記述で758件の回答があり、「学力・進学・倍率への不安」、「制度・運営・教育内容への意見」等に関する回答がありました。
- 情報提供や説明が必要なことは、自由記述で794件の回答があり、「説明会・情報提供」、「理念・目的」、「入試・選抜方法」等に関する回答がありました。

(4) 踏まえるべき区を取り巻く社会経済情勢

ア 人口推計

全国的には総人口と年少人口ともに減少傾向が続く見込みですが、港区の将来人口は、港区人口将来予測（令和7年度改訂版）によると、長期的に増加傾向が継続し、令和32（2050）年には総人口が372,059人（令和7年比38.9%増）、年少人口が45,269人（令和7年比25.8%増）となる見込みです。

イ 私立中学校への進学率

令和6年度の区立小学校卒業生のうち、区立中学校への進学率は45.8%であり、半数以上が私立中学や国立中学等に進学しています。

ウ 進学・卒業を理由とする人口移動

港区における引越し（転入・転出・転居）に関するアンケート調査報告書（令和2年3月作成）によると、引越しのきっかけとして最も重要だったもののうち、転出の4.9%、転入の6.2%、転居の3.9%の人が「進学・卒業」を理由としています。

エ 都立学校の動き

(ア) 私立高等学校の授業料の無償化

令和8年度から、全国的に、私立高等学校の授業料の無償化に関する支援について所得制限が撤廃される予定となっていることから、私立高等学校が今以上に魅力的な選択肢となる可能性があります。都立高等学校の志望動機にも影響を与える可能性があるため、都教育委員会は都立高等学校の魅力向上に取り組んでいます。

(イ) 都立併設型中高一貫校の高等学校からの募集停止

都が設置する併設型中高一貫校の5校について、令和3年度から令和5年度までの期間に順次、高等学校からの募集を停止し、現在は、付属中学校からの入学者のみの進学となっています。

(ウ) 「新たな教育のスタイル」の実施校の新設

都教育委員会は、港区白金に（仮称）「新たな教育のスタイル」の実施校として、高等学校を新設する予定で、令和11年4月の開校を予定しています。

(エ) 公立中学校における35人学級の実施

全国公立中学校の一学級における定員が令和8年度から段階的に35人となることから、都立中学校・中等教育学校においても、段階的に募集人員の減を行う予定です。なお、都立高等学校全日制普通科の一学級の定員は40人を標準としていますが、現時点では、東京都教育委員会として減少は検討していない状況です。

2 設置に向けた方向性

(1) 方向性の概要

港区を取り巻く教育実態及び保護者ニーズ等を踏まえ、区が独自に中高一貫校を設置する場合の具体像について、複数の手法を方向性として示します。令和8年度は、この方向性で示す具体像をもとに、詳細な検討を進め、設置に向けた方針を明らかにします。

(2) 設置目的

区の実態や保護者のニーズに応じた特色ある区独自の教育プログラムを、幼児教育からの一貫した理念により、計画的・継続的な教育課程として展開することにより、生徒がより安定した環境で学び、学力を向上させるとともに、生徒の個性や創造性を育みます。

(3) 設置の効果

港区における中高一貫校を設置した場合の効果は、以下のとおりです。

ア 進路の選択肢の拡大

区内の児童・生徒にとって、進学先の選択肢が広がり、より多様な進路選択が可能となります。

イ 港区ならではの教育の実現

区の実情や保護者のニーズに応じた特色ある教育プログラムを展開し、港区独自の教育を実現できます。

ウ 区の魅力向上

国際理解教育やICT活用など、港区ならではの取組を教育内容に反映させ、「教育の港区」を更に推進し、区の魅力向上につながります。

エ 小中学校との連携による相乗効果

教員の専門性が高まるとともに、区内小中学校との教育課程内外の連携により、学校全体の魅力が向上します。

オ 定住促進と子育て世帯の転入（少子化対策への貢献）

魅力ある学校運営により、子育てしやすい環境が整備され、区内への定住や子育て世帯の転入を促進し、人口増加と税収増加に寄与します。

(4) 設置形態

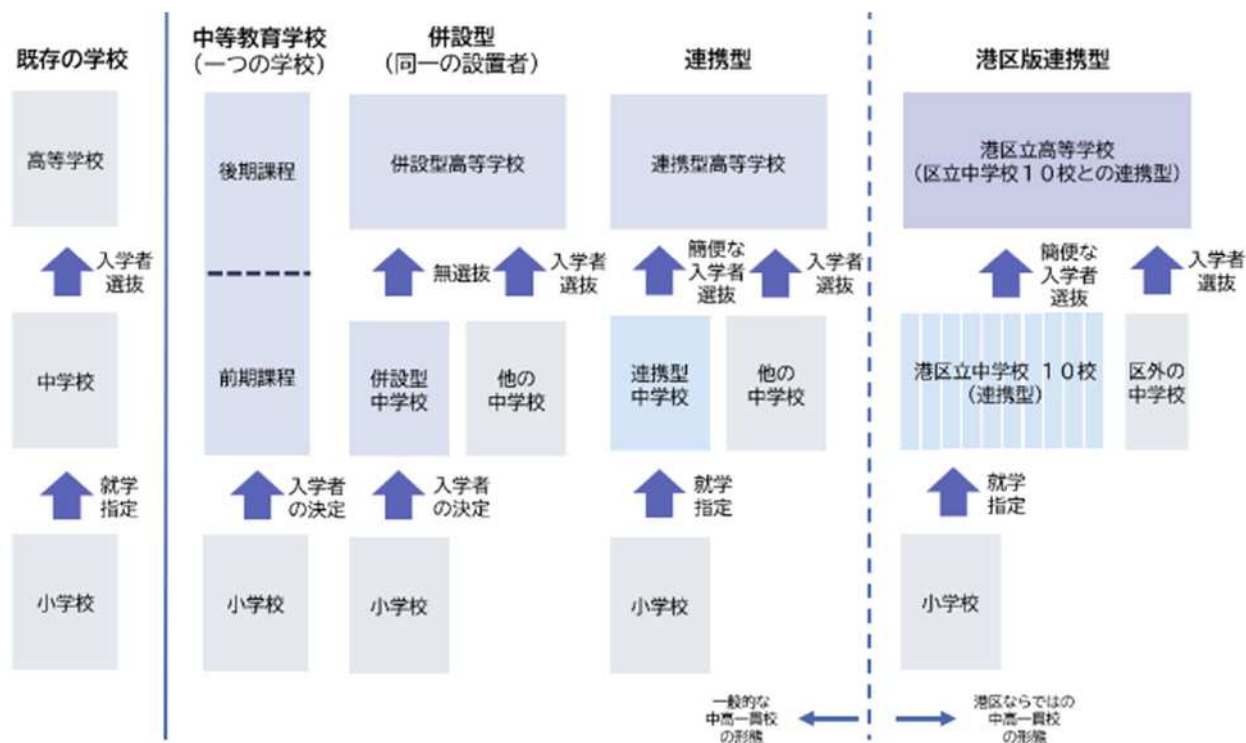
設置形態としては、以下の2案のいずれかとします。

①中等教育学校（区立中等教育学校の新設）

②連携型中高一貫校（区立高等学校の新設） ※港区版連携型中高一貫校

区独自に高等学校を設置し、区立中学校10校との連携型中高一貫校とします。既設10校の中学と新設する高等学校の間で、部活動における生徒間の交流、総合的な探究の時間を中心とした連携授業などを中学校と高等学校の間で取り組みます。

(参考) 中高一貫教育の実施形態イメージ



(5) 学校規模

35人学級、3クラス編成の学校規模を想定しています。

(6) 整備場所

敷地条件やボリュームチェックの実施により、整備場所を検討する予定です。

(7) 特色

港区ならではのの中高一貫校を整備するため、以下を特色の柱とします。

ア グローバルな視点をもち世界で活躍できる人材の育成 [国際理解教育]

例：友好都市との交換留学、長期休業期間中の海外語学研修、海外修学旅行、大使館や企業と連携したキャリア教育、海外大学への進路支援など

イ 総合型選抜への対応などにより、日本の大学への進学支援の充実

例：総合的な探究の時間を中心とした研究及び研究成果を発表するコンテスト等への参加

ウ 多様性を尊重し、一人ひとりのニーズに合わせた支援を行う教育 [インクルーシブ教育]

例：子どもの多様なニーズに合わせ、充実したICT環境を活用した探究的な学習の場の提供

(8) 入学者選抜

①中等教育学校（区立中等教育学校の新設）

入学時に適性検査による選抜

※高等学校に当たる後期課程における入学選抜は実施なし

②連携型中高一貫校（区立高等学校の新設）

入学時の選抜として、想定される選抜方法は、以下のとおりです。

- ア 特別推薦による選抜（学校が独自に行う推薦方法）
- イ 一般推薦による選抜（成績と面接などで広く選抜する標準型の推薦方法）
- ウ 学力検査による選抜

(9) 事業規模（想定）

	①中等教育学校 (区立中等教育学校の新設)	②連携型中高一貫校 (区立高等学校の新設)
設置（イニシャルコスト）	合計：約101.7億円	合計：約75.6億円
運営（ランニングコスト）	合計：約8.2億円	合計：約5.4億円

(10) 教員確保策

教員の確保に向けて、区が独自に教員を採用する場合には、以下の対応が必要となります。

ア 教員採用試験の実施

区が独自に教員を採用する場合には、教員採用試験を実施します。試験実施に当たっては、採用試験問題の作成や採点などの対応が必要です。

イ 都教育委員会及び特別区人事委員会との調整

教員採用試験の実施日や内容については、小中学校の教員採用試験を実施する都教育委員会や特別区人事委員会との間で、日程の重複がないようするなど、あらかじめの調整が必要です。

ウ 給与条例等の整備

小中の教職員は、都が一括して採用や人事管理を行っていることから、教職員に関する給料表等を定めている給与条例等は、都が整備していますが、区が独自採用する場合には、区において関係条例の整備が必要です。

エ 教職員の人材育成など

教職員の研修等の人材育成は、現在、都教育委員会が担っていますが、高等学校教員を独自に採用する場合には、都に協力を依頼するなど、調整が必要です。

また、高等学校1校のみであることから、教職員の異動が硬直化するため、人材交流も含めた調整が必要です。

オ 高等学校籍の指導主事

小・中学校の指導等を行うため、区教育委員会事務局には小学校籍と中学校籍の指導主事が在籍していますが、高等学校を新設する場合には、高等学校籍の指導主事の在籍を検討する必要があります。

3 その他の検討事項

- (1) 上記のほか、教育内容、設置・運営コストの詳細などに関する課題は、令和8年度に定める設置方針において明らかにします。
- (2) 都立高等学校として新設が予定されている（仮称）「新たな教育のスタイル」実施校との連携についても、併せて検討します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年	5月	第1回中高一貫校検討委員会
	6月～	中高一貫校に関するアンケート調査
	8～12月	第2・3回中高一貫校検討委員会
令和9年	1月	区民文教常任委員会（港区における中高一貫校の設置方針）